

勤務条件（週 35 時間勤務の場合）

任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用の更新 再度の任用	年度内で任用の更新（任用期間の延長）をする場合があります。 選考等を行った上で、再度任用する場合があります。
就業の場所	芦屋市役所本庁舎等
業務の内容	新型コロナウイルス感染症対策にかかる特別定額給付金等の事務 ただし、非常災害時には上記以外の業務に従事する場合があります。
勤務時間等に 関する事項	1 9:00～16:45 もしくは 9:45～17:30 1 週間当たり 35 時間 2 休憩時間 正午～午後 0 時 45 分（業務の都合による変更有） 3 時間外勤務の有無（有） 4 休日勤務の有無（有）
勤務しない日	・ 週休日（毎週土曜日・日曜日） 振替：（有） ・ 国民の祝日に関する法律による休日 ・ 年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） ・ その他（休日の代休日）
休暇	1 年次休暇 2 特別休暇（夏季休暇等）等
報酬	1 報酬の額 月額 153,001 円～207,430 円 2 諸手当 期末手当（※要件を満たした場合） 費用弁償（通勤にかかる）上限 55,000 円 時間外勤務手当など 3 支払日 （1）報酬 毎月 20 日 （2）期末手当 6 月、12 月（基準日に在職する職員）
退職に 関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合退職の手続 退職する 30 日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。 3 免職の事由及び手続 （1）分限免職（地方公務員法第 28 条第 1 項） 次のいずれかに該当するときは、「芦屋市職員の分限の手続及び効果に関する条例」 の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 勤務実績がよくない場合 ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 （2）懲戒免職（地方公務員法第 29 条第 1 項） 次のいずれかに該当するときは、「芦屋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」 の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める 規定に違反した場合 ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4 その他の離職事由 ・ 死亡した場合 ・ 地方公務員法第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当する場合
退職手当	（無）
服務	任期中、以下の義務を負います。 （1）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） （2）信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） （3）秘密を守る義務（同法第 34 条） （4）職務に専念する義務（同法第 35 条） （5）政治的行為の制限（同法第 36 条） （6）争議行為等の禁止（同法第 37 条） （7）営利企業への従事等の制限（同法第 38 条） ※兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている、 又は兼業を終了した場合には、速やかに所属課に届け出て下さい。 兼業の内容等によっては、上記の服務規程に違反し、懲戒処分又は分限処分 の対象となる場合があります。
その他	1 社会保険に関する事項 健康保険（有）、厚生年金保険（有） 2 雇用保険に関する事項（有） 3 災害補償及び業務外の疾病扶助に関する事項

公務上の傷病については、「芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」又は「労働者災害補償保険法」により補償されます。

4 安全及び衛生に関する事項

健康診断（ 6月 ）及びストレスチェック（ 12月 ）

5 休職に関する事項

次の場合のいずれかに該当するときは、「芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）。

- ・ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- ・ 刑事事件に関し起訴された場合

6 その他

公務のため旅行した際の費用については「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより、旅費（費用弁償）を支給します。